

九 都 県 市 低 公 害 車 指 定 指 針

(趣旨)

第 1 この指針は、地球温暖化対策に配慮しつつ、第 34 回七都県市首脳会議（平成 7 年 11 月 21 日開催）の合意に基づき、低公害車の普及拡大を図るため、九都県市低公害車指定制度の基本的事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この指針で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車で同法第 75 条第 1 項に規定する型式指定を受けた自動車並びにその他同法の規定により運行の用に供することが可能な構造及び装置に係る要件を備えた自動車をいう。ただし、原動機の動力源が電気であるものについては、別に定める道路運送車両を含む。
- (2) 「大気保全専門部会」とは、九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会をいう。
- (3) 「低排出ガス実施要領」とは、「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）」をいう。
- (4) 「2016 年規制」とは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 27 年国土交通省告示第 826 号）」による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に規定する排出ガス規制をいう。
- (5) 「平成 27 年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 61 号）」（以下、「燃費基準実施要領」という。）に基づき、平成 27 年度燃費基準を達成している自動車をいう。
- (6) 「平成 22 年度燃費基準+25%達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成 22 年度燃費基準を、25%以上上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- (7) 「平成 22 年度燃費基準+10%達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成 22 年度燃費基準を、10%以上上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- (8) 「平成 17 年度燃費基準+25%達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成 17 年度燃費基準を、25%以上上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- (9) 「平成 17 年度燃費基準+10%達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成 17 年度燃費基準を、10%以上上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- (10) 「申請者」とは、自動車を製造又は販売する者で、その製造又は販売に係る自動車について、指定の選考審査の対象とする自動車として公募に応

じようとする者をいう。

(11) 「排出試験結果」とは、窒素酸化物等の排出試験結果をいう。

(12) 「委員会」とは、九都県市低公害車指定委員会をいう。

(13) 「低公害車一覧表」とは、九都県市指定低公害車一覧表をいう。

2 この指針で「指定低公害車」とは、以下に定める自動車をいう。

(1) 平成 21 年基準 超低公害車

ア 電気自動車

イ 燃料電池自動車

ウ 車両総重量が 3.5 トンを超える自動車で、2016 年規制に適合するものとして道路運送車両法第 75 条第 1 項に規定する型式指定を受けた自動車、同法第 75 条の 2 第 1 項に規定する型式指定を受けた特定共通構造部を備えた自動車又は同法第 75 条の 3 第 1 項に規定する型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車であって、平成 27 年度燃費基準達成車

エ ウ以外の車両総重量が 3.5 トンを超える自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、別表 1 「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準超低公害車排出ガス基準の（1）又は（2）に規定する量以下、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

オ 車両総重量が 3.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車（ディーゼル車については別表 2 「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準超低公害車排出ガス基準の規定する量以下の自動車に限る。）

① ガソリンの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車又は平成 22 年度燃費基準+25%達成車

② ディーゼルの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車又は平成 17 年度燃費基準+25%達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

③ L P ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+25%達成車

カ ウ、エ及びオ以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が別表 1 及び 2 「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 超低公害車排出ガス基準に規定する量以下、かつ、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車（燃費基準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車については、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定は適用しない。ただし、プラグインハイブリッド自動車の選考審査にあたっては、

自動車の種別ごとに示す燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時における燃料消費率で評価するものとする。)

(2) 平成 21 年基準 優低公害車

ア 車両総重量が 3.5 トンを超える自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が、別表 1「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準優低公害車排出ガス基準の（１）又は（２）に規定する量以下、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

イ 車両総重量が 3.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車（ディーゼル車については別表 2「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準優低公害車排出ガス基準の規定する量以下の自動車に限る。）

① ガソリンの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車又は平成 22 年度燃費基準+25%達成車

② ディーゼルの乗用車、軽貨物車、軽量車及び中量車で、平成 27 年度燃費基準達成車又は平成 17 年度燃費基準+25%達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

③ LP ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+25%達成車

ウ ア及びイ以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が別表 1 及び 2「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 優低公害車排出ガス基準に規定する量以下、かつ、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車（燃費基準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車については、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定は適用しない。ただし、プラグインハイブリッド自動車の選考審査にあたっては、自動車の種別ごとに示す燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時における燃料消費率で評価するものとする。)

(3) 平成 21 年基準 準超低公害車

ア 車両総重量が 2.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルとして認定されている自動車のうち、以下に該当する自動車（ディーゼル車については別表 3「九都県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 準超低公害車排出ガス基準の規定する量以下の自動車に限る。）

① ガソリンの軽貨物車、軽量車、中量車で、平成 22 年度燃費基準+10%達成車

② ディーゼルの軽量車及び中量車で、平成 17 年度燃費基準+10%達成車

の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

③ L P ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+10%達成車

イ ア以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が別表 3「九都
県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 準超低公害車排出ガ
ス基準に規定する量以下、かつ、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成
車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車
（燃費基準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車については、
自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定は適用しない。ただし、
プラグインハイブリッド自動車の選考審査にあたっては、自動車の種別
ごとに示す燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時
における燃料消費率で評価するものとする。）

(4) 平成 21 年基準 準優低公害車

ア 車両総重量が 2.5 トン以下の自動車であって、低排出ガス実施要領で
平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルとして認定されている自動車の
うち、以下に該当する自動車（ディーゼル車については別表 3「九都県
市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 準優低公害車排出ガ
ス基準の規定する量以下の自動車に限る。）

① ガソリンの軽貨物車、軽量車、中量車で、平成 22 年度燃費基準+10%
達成車

② ディーゼルの軽量車及び中量車で、平成 17 年度燃費基準+10%達成車
の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車

③ L P ガス乗用車で、平成 22 年度燃費基準+10%達成車

イ ア以外の自動車であって、排出する窒素酸化物等の量が別表 3「九都
県市指定基準（平成 21 年基準）」の平成 21 年基準 準優低公害車排出ガ
ス基準に規定する量以下、かつ、自動車の種別ごとに示す燃費基準達成
車の規定を満たし、大気保全専門部会が選考審査のうえ指定した自動車
（燃費基準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車については、
自動車の種別ごとに示す燃費基準達成車の規定は適用しない。ただし、
プラグインハイブリッド自動車の選考審査にあたっては、自動車の種別
ごとに示す燃費基準の規定を準用し、当該自動車のハイブリッド走行時
における燃料消費率で評価するものとする。）

(公募及び申請手続)

第 3 大気保全専門部会は、選考審査を必要とするものについては、あらかじ
め九都県市指定基準を示して、指定の選考審査の対象とする自動車を公募す
るものとする。

- 2 申請者は、九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式 1）に排出試験結果及び燃費性能に関する試験結果を添えて大気保全専門部会に申請しなければならない。ただし、燃費基準実施要領、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成 21 年国土交通省告示第 933 号）及び輸入自動車特別取扱制度の対象となる自動車並びにプラグインハイブリッド自動車以外の自動車（以下、「公式燃費値を持たない自動車」とする。）にあつては、燃費性能に関する試験結果については除くことができる。
- 3 現に選考審査を経て指定されている指定低公害車と同一構造で、車名、型式等の異なる自動車を販売しようとする者は、前項の規定にかかわらず、九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式 1）に、指定低公害車と当該自動車の排出する窒素酸化物等の量が同等であることを証明する資料及び燃費性能に関する試験結果を添えて大気保全専門部会に申請することができる。ただし、公式燃費値を持たない自動車にあつては、燃費性能に関する試験結果については除くことができる。
- 4 第 2 の 2 に掲げる指定低公害車に対して、排出ガス性能又は燃費性能に影響を与えない改造（原動機、燃料装置、排出ガス処理装置等に改造がないものをいう。）を行つた自動車を販売しようとする者は、第 2 項の規定にかかわらず、九都県市指定低公害車指定申請書（別記様式 1）に、行つた改造が排出ガス性能又は燃費性能に影響を与えないことを証明する資料を添えて大気保全専門部会に申請することができる。ただし、公式燃費値を持たない自動車にあつては、燃費性能に関する試験結果については除くことができる。
- 5 大気保全専門部会は、必要があると認めるときは、申請者に対して当該自動車の使用過程における窒素酸化物等の排出量、燃費性能及び排出ガス低減技術等について資料の提出又は説明を求めることができる。

（審査及び指定）

- 第 4 大気保全専門部会は、原則として、申請者から提出された申請書及びその添付資料（第 3 の 5 により追加された資料を含む。）の内容を審査し、別表 1、2 及び 3 に掲げる九都県市指定基準に適合するものを指定低公害車として指定するものとする。なお、必要があると認めたときは確認試験を行つて審査するものとする。
- 2 大気保全専門部会は、前項の審査を行うに当たっては、原則として、委員会の意見を聴くものとする。
- 3 大気保全専門部会は、第 1 項の規定にかかわらず、第 3 の 3 又は第 3 の 4 による申請があつたものについては、現に指定されている指定低公害車に係る窒素酸化物等の量及び燃費性能が同等と認められる自動車について、九都県市指定基準に適合したものとして指定することができる。ただし、燃費基

準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車にあつてはこの限りではない。

(指定の通知)

第5 大気保全専門部会は、選考審査を経て指定低公害車として指定した場合は、これを公表し、当該申請者に九都県市指定低公害車指定書（別記様式2）により通知することとする。

2 大気保全専門部会は、第4の1に規定する審査の結果、指定をしない場合は、当該申請者に九都県市指定低公害車の審査結果について（別記様式3）により通知することとする。

(低公害車一覧表の作成及び周知)

第6 大気保全専門部会は、以下の各号で掲げる指定低公害車について、低公害車一覧表を作成し、広く周知するものとする。

(1) 第4の規定により、指定したもの

(2) 第4の規定によらないものについては、該当する指定低公害車の製造者又は販売者が、九都県市指定低公害車一覧表掲載申込書（別記様式4）により申し込んだもの

(証票の貼付)

第7 大気保全専門部会は、指定低公害車を製造又は販売する者に対して、当該製造又は販売する自動車に、九都県市指定低公害車証を貼付するよう求めるものとする。

(九都県市指定基準等の変更)

第8 大気保全専門部会は、排出ガスの防止又は燃費性能に係る技術開発の状況等により、九都県市指定基準を変更することが必要であると認めるときは、委員会の意見を聴いて九都県市指定基準を変更するものとする。

(製造状況等の報告)

第9 大気保全専門部会は、必要がある場合は、低公害車一覧表に掲載した自動車を製造又は販売する者に対し、指定低公害車の製造及び販売状況並びに排出試験結果又は燃費性能に関する性能試験結果の報告を求めることができる。

(追跡試験の実施)

第10 大気保全専門部会は、必要がある場合は、指定低公害車について、排出ガス性能又は燃費性能に関する試験を行うことができる。

- 2 大気保全専門部会は、前項の試験を行うに当たっては、原則として、委員会の意見を聴くものとする。

(指定の解除)

- 第11 大気保全専門部会は、指定低公害車について、次表左欄に掲げる場合に該当すると認められるときは、右欄に掲げる期日以降にその指定を解除することができる。

なお、既に運行の用に供されている自動車には遡及しない。

(1)第8の九都県市指定基準の変更に より、第2の2の規定に適合しな くなる場合	変更後の指定基準の適用の日
(2)既に指定した自動車の製造・販売 を中止した旨の報告を受けた場合	報告を受けた日
(3)別表「九都県市指定基準」の基準 に適合しなくなった場合	該当日
(4)通常の走行状態において、窒素酸 化物等の排出量が著しく増大し、 又は燃費が著しく低下すると認め た場合	大気保全専門部会が認定した日

- 2 指定低公害車を製造又は販売する者は、当該自動車の製造又は販売を中止した場合、速やかに大気保全専門部会に九都県市指定低公害車指定解除依頼書（別記様式6）を提出するものとする。

- 3 大気保全専門部会は、1項の規定で指定を解除するときは、指定書により通知をした者に対し、九都県市指定低公害車指定解除通知書（別記様式7）を交付するものとする。なお、1項(4)の規定に基づき指定を解除するときは、原則として、委員会の意見を聴くものとする。

(庶務)

- 第12 この指針に定めるもののほか、必要な事項は大気保全専門部会が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成8年3月29日から実施する。

(経過措置)

- 2 東京都が平成8年3月29日までに「東京都指定低公害車」に指定した自動車は指定低公害車として認めるものとする。

附 則 (平成9年6月1日)

(実施期日)

この指針は、平成9年6月1日から実施する。

～ (略)

附 則 (平成27年3月31日)

(略)

附 則 (平成28年3月31日)

(実施期日)

- 1 この指針は、平成28年10月1日から実施する。